

茨木市特別職報酬等審議会
答 申 書

令和4年1月17日

茨木市特別職報酬等審議会

茨附特第7号
令和4年1月17日

茨木市長 福岡 洋一様

茨木市特別職報酬等審議会
会長 北村 亘

特別職の報酬等の額について（答申）

令和3年10月4日付茨人事第2356号で諮問された市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

茨木市特別職報酬等審議会

会長	北村 亘	(学識経験者)
副会長	藤村 保夫	(有識者)
委員	角谷 伸一郎	(市民委員)
委員	對馬 大平	(市民委員)
委員	大江 博子	(学識経験者)
委員	山下 克之	(学識経験者)
委員	佐名川 玲子	(有識者)
委員	篠原 一代	(有識者)

特別職の報酬等の額について（答申）

記

1 特別職報酬等の額

市長、副市長の給料の額及び市議会議員の報酬の額については、次のとおり、現行の額で据え置くことが妥当と考える。

市	長	月額	983,000円
副	市長	月額	858,000円
議	長	月額	758,000円
副	議長	月額	708,000円
常	任委員	月額	668,000円
議	会運営委員	月額	668,000円
議	員	月額	664,000円

2 市議会議員に対する政務活動費の額

市議会議員に対する政務活動費の額については、次のとおり、現行の額で据え置くことが妥当と考える。

政	務	活	動	費	月額	25,000円
---	---	---	---	---	----	---------

3 はじめに

茨木市特別職報酬等審議会は、市民、学識経験者及び各種団体代表からなる8人の委員の構成で、令和3年10月4日に設置され発足した。

当審議会は、市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について市長から諮問を受けて以来、延べ4回の会議において、特別職と一般職員の報酬等改定の推移、大阪府内各市及び全国における本市と同程度の規模である市（以下、「全国類似都市」という。）の給料や報酬等、本市及び大阪府内各市の財政状況、民間企業役員等の年収等に関する資料をもとに、市議会議員、

市長及び副市長の職務と職責等を勘案して、各々の専門的見地または市民の立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、一定の結論に達した。

4 審議の過程で把握した事項及び審議の内容

(1) 特別職報酬等の改定状況

市長及び副市長の給料の額は、平成6年12月以来、16年間据え置かれていたが、平成23年度に市長3千円、副市長2千円の減額改定が行われた。ただし、その間も、市長の自主的な減額措置として、平成18年1月から平成20年3月までの間、続いて平成20年7月から平成24年3月までの間、市長10%、副市長7%、さらには、平成24年6月から平成28年3月までの間、市長30%、副市長20%の減額が行われた。そして、平成30年1月の審議会において、市長及び副市長の給料額を概ね7%引き下げることが適当であるとの答申を受け、平成30年4月に減額改定が行われ、直近では、令和2年6月から令和3年3月までの間、市長、副市長ともに20%の自主的な減額措置が行われた。

また、議員報酬の額については、平成23年度に議長・副議長2千円、議員1千円の減額改定が行われたほか、平成24年7月1日から平成25年1月30日までの間、一律10%、また、平成25年7月から平成26年3月までの間、一律5%、さらには、令和2年6月から令和3年1月までの間、一律20%、直近では、令和3年4月から令和3年11月までの間、一律5%の自主的な減額措置が行われた。

(2) 一般職の職員の給与改定状況

一般職の職員の給与は、人事院勧告を基本として改定されており、前回の審議会開催以降、平成30年度から令和元年度の2年間においては0.27%の増額となっているが、令和2年度は7年ぶりに増額改定が行われず、令和3年度も同様に据え置きとされている。

(3) 大阪府内各市の改定状況

大阪府内31市（政令指定都市を除く。）においては、平成29年から令和3年までの間、5市が給料の額そのものを減額する条例本則の改正を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、条例附則による時限的な減額措置を実施している市は、令和3年4月1日現在において、市長・副市長については20市、議員については10市である。

(4) 本市の財政状況

わが国の経済情勢は、企業収益や設備投資等は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。また、地方財政においては、新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入や地方交付税、国庫補助負担金等への影響が不透明な中、社会保障経費等に引き続き多額の財源を要することから、安定した財政運営の見通しが困難な状況にある。

本市においても、高齢者人口の増加や障害福祉・保育サービス等の増加により、今後も社会福祉経費が増加する見込みであり、また、まちの持続的発展に向けた施策をさらに推進していくには、社会経済状況の急激な変化等にも柔軟に対応できる財政の健全性の確保に向けた積極的な取り組みが必要となっている。

そのなかで、本市は、昭和30年代に財政再建団体の指定を受けるという苦しい体験を踏まえ、他市に先駆け、早い段階から行財政改革に取り組んできた結果、地方財政全体が悪化する傾向の中にあっても、健全財政を維持してきた。財政基盤の強さを図る指標である財政力指数は、3か年平均で0.97であり、大阪府内で第3位である。さらには、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和2年度で94.1%であり、大阪府内でも上位に位置していること等、比較的良好的な財政状況を維持している。

(5) 市長及び副市長の職務と職責及び給料の額

市長及び副市長の給料の額については、職務の内容や責任の度合いを考慮しつつ、一般職の職員の給与の改定状況や、大阪府内各市及び全国類似都市の状況等を総合的に勘案のうえ、決定すべきものであり、前回の平成30年1月の審議会においては、市の財政状況や府内各市の状況も勘案して減額が適当であるとの答申を受け、平成30年4月に概ね7%の減額改定が行われた。

現在、大阪府内においては、市長及び副市長の給料の額は、令和3年4月1日時点で、市長第14位、副市長第9位である。ただし、時限的な減額措置を実施している市も多く、その減額措置を加味した額においては、ともに府内第4位となる。また、全国類似都市23市においては、市長が第14位、副市長が第6位であり、同様に減額措置を加味すると、市長が第11位、副市長が第6位となる。

なお、全国証券市場の上場企業やそれに匹敵する非上場企業の役員等の年収水準と比較すると大きく下回っており、また、市内事業所の約半数を占める従業員規模1～4人の企業に近似する区分である従業員300人未満の企業の役員等の年収

水準を比較しても、概ね低い水準にある。

それらを踏まえたうえで、特別職の職務や職責、本市の比較的良好な財政状況、特別職の職務に対するモチベーション維持という視点等を勘案すれば、給料の増額を検討すべきとの意見が出された一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の市の財政状況が不透明であるとの意見や、コロナ禍における市民の経済状況を勘案すべきとの意見が出された。それらを議論する中で、府内各市との比較において概ね均衡を逸さない状況であること、また、数年ごとに審議会を開催するなど定期的な給料の見直しを行っていること等を総合的に勘案した結果、現行の額が妥当との意見が多数を占めた。

(6) 市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額

非常勤の特別職である市議会議員については、市民ニーズの増大と行政需要の多様化の中で、その職務は複雑・多様化し、ますます常勤化・専門化が進んでいる状況にある。

このことから、議員報酬の額については、市民の代表者としての議決権を有する議員が安んじてその職責を全うし、市民の信託に応えることができることに十分留意しつつ、常勤の特別職の給料の額の推移や大阪府内各市及び全国類似都市の状況等を総合的に考慮して決定すべきものである。

現在、大阪府内において議員報酬の額は、令和3年4月1日時点で、議長及び副議長が第3位、議員が第2位であり、減額措置を加味すると、議長及び副議長が第5位、議員が第4位に位置している。

それらの状況に鑑み、議員報酬について一定の減額を講じることが市民の理解が得られるものであるとの意見が出された一方で、令和2年度から今年度にかけて自主的な減額措置を行い、市民の生活状況等を勘案しながら対応しているとの意見、また、議員活動に伴う経済的な負担を勘案し、報酬額を引き上げることも検討すべきとの意見も出された。その他にも、議員の活動内容が市民に見えづらいとの意見、議員のなり手不足の問題、報酬額は府内でも高いものの、政務活動費の額は府内で第28位と低いことから、政務活動費との合計で考えるとそれほど高額とは言えないとの意見など、様々な観点から議論を行い、現行の額が妥当との意見が多数を占めた。

また、政務活動費については、平成30年10月に4万円から2万5千円に減額されている。現在の額について、調査研究のために必要であるならば、引き上げも

検討すべきとの意見が出された一方、限られた予算の範囲内で執行されていること、その使途の透明性が確保されていること等が議論され、現行の額が妥当との意見が多数を占めた。

なお、政務活動費の執行にあたっては、政策立案のための調査・研究活動など、積極的かつ適正な目的をもって、十分に活用することを期待するとの意見が出された。

5 審議の結果

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長及び副市長の給料は、市民の税金によって支払われているものであり、これらの額の決定にあたっては、市民の感情を考慮し、その理解が得られるものでなければならない。

当審議会は、市民の合意形成をはかる立場から、各委員が日常的に市民と接触する中で感じ取った市民感情の動向についても、率直な意見交換を行った。

その結果、市議会議員の報酬並びに市長及び副市長の給料については、特別職の職務や職責等を総合的に勘案して、引き上げることも検討すべきとの意見は出たものの、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた財政状況や、状況に応じて自主的な減額措置を行っていること、数年ごとに定期的な見直しを行っていることも鑑みて、現行額での据え置きが妥当であると判断した。また、市議会議員の政務活動費についても、限られた予算の範囲内で執行されていること、使途の透明性が確保されていること等から、現行の額が妥当であるとの結論に至った。

6 おわりに

今回の答申については、延べ4回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであり、本答申を尊重されることを要望するものである。

なお、市長及び副市長におかれては、これまでから市民サービスの向上を目指して努力されているところであるが、今後ともより一層、様々な行政課題に的確かつ柔軟に対応されるとともに、さらなる市の発展をめざし、「次なる茨木」の実現に向けた創意と工夫を重ね、行政水準の向上と市民福祉の充実に努められることを切望するものである。

また、市議会議員におかれても、複雑・多様化する住民ニーズの的確な把握に努められ、議員活動を通じて、市政に反映されてきたところであるが、今後とも、市

民の信託に応えるべく、市民福祉の向上や、魅力あるまちづくりを目指して、活躍されることを期待するものである。

7 付帯意見

当審議会の結論及び審議の内容については、以上の各項目で述べたとおりであるが、審議の中で以下の意見が出されたので付言する。

「市長及び副市長並びに市議会議員におかれては、日々の活動内容及びその成果が市民にとって見えづらいものであるため、より一層、可視化できるように努められたい。」

審議会の開催状況

回数	開催日	審議事項
第1回	令和3年10月4日(月)	正副会長の選出、諮問、審議
第2回	令和3年10月29日(金)	審議
第3回	令和3年11月22日(月)	審議
第4回	令和4年1月17日(月)	答申案の審議、答申